

○奥羽大学大学院学則

(昭和61年4月1日
制)

第1章 総則

第1条 奥羽大学大学院（以下「本大学院」という。）は、歯学及び歯学に関連する学術において深く理論応用を教授かつ研究し、その奥義を究め、歯学の進歩と社会の福祉並びに文化の発展に寄与するとともに、有為な研究指導者を育成することを目的とする。

2 本大学院は、前項の目的を達成するために、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第2条 本大学院に歯学研究科を置き、研究科に博士課程を置く。

第2章 修業年限及び入学定員

第3条 本大学院の在学年限は4年以上8年を超えないものとする。

第4条 本大学院の入学定員は18名とし収容定員を72名とする。

第3章 領域及び履修方法

第5条 研究科に次の4つの領域と専攻科目を置く。

領域	専攻科目		
口腔機能学	口腔機能解剖学	口腔生理・生化学	口腔機能回復学
	顎顔面口腔矯正学	生体管理学	
口腔病態学	口腔病理学	口腔感染症学	歯科薬理学
	放射線診断学	顎口腔外科学	
口腔健康科学	口腔保健学	生体材料・医用工学	保存修復学
	咬合機能修復学	総合診療歯科学	
加齢口腔科学	口腔組織構造生物学	小児歯科学	
	歯内・歯周療法学		

第6条 科目履修方法は次のとおりとする。

- 一六一
- (1) 学生は4年以上在学し30単位以上を履修し更に創意研究に基づく学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。
 - (2) 学生は選択科目を履修する場合には、あらかじめ専攻科目主任の承諾を得なければならない。

第4章 課程修了の認定

第7条 各科目履修の認定は、科目担当者が学期末又は学年末に試験等によりこれを行う。

第2章 学則 (奥羽大学大学院学則)

第8条 各科目的成績は、100点をもって満点とし、優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~65点)、不可(64点以下)の4種とする。優、良、可は合格とし、不可は不合格とする。

第9条 研究科における学位論文の審査及び最終試験は次のとおりとする。

- (1) 学位論文の審査は第37条に定める大学院研究科委員会がこれを行う。
- (2) 学位論文の審査は本大学院において論文受理後1年以内に終了するものとする。
- (3) 最終試験は学位論文を中心とし、これに関係ある科目について行われる。

第5章 学位

第10条 本大学院に4年以上在学し所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、博士(歯学)の学位を授与する。

2 博士の学位は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第4条第2項に基づき本学に学位論文を提出し大学院の行う審査及び試験に合格し、本大学院博士課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

第6章 入学、休学、転学及び退学

第11条 入学の時期は毎学年度始めとする。

第12条 入学することのできる者は次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 歯科大学又は大学歯学部、医学部、修業年限6年制の薬学部又は獣医学部を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了し、前号と同等以上の学力があると認められた者
- (3) 文部科学大臣の指定した者

第13条 入学検定は人物、学力、及び身体について行う。ただし、学力検定は試験検定とし、試験の方法はその都度これを定める。

第14条 入学を志望する者は、所定の期日までに次の各号の書類、その他を提出しなければならない。

- (1) 本大学院所定の入学願書
- (2) 健康診断書
- (3) 入学検定料
- (4) その他本大学院が必要と認めた書類

第15条 入学を許可された者は所定の期日までに次の各号の書類その他を提出しなければならない。ただしその一部を省略することができる。

- (1) 住民票
- (2) 所定の誓約書
- (3) 次条に定める在学保証書

- (4) その他本大学院が必要と認めた書類
- (5) 本大学院所定の入学金及び授業料その他

第16条 在学保証書は、独立の生計を営む成年者で入学者の身上に関して、入学時の在学保証書に定めてある負担債務内容及び損害・賠償金の極度額を負うことのできる保証人2人がこれに署名しなければならない。

第17条 病気その他やむを得ない事由により引き続き3月以上出席することができない者は、その事実を証する書類を添え保証人連署により学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 休学は1年以内とし、なお特別な事由により引き続き休学しようとする者に対しては更に1年に限り延長することができる。

3 休学期間は在学年限に算入しない。

第18条 学長は特に必要と認めた者に対して休学を命ずることがある。

第19条 休学期間中又は休学の事由が止み復学しようとする者は保証人連署による願い出によって学長の許可を受け復学することができる。

第20条 学生は許可なくして他校への入学を志願し又は受験することができない。

2 他校へ転学しようとする者はその理由を詳記し保証人連署により願い出、学長の許可を受けなければならない。

第21条 学長は本大学院に転学を願い出した者に対しては欠員がある場合に限り研究科委員会に諮り許可することができる。

第22条 病気、その他の事由で退学しようとする者は、保証人連署により願い出、学長の許可を受けなければならない。

第23条 学長は病気、その他の事由で成業の見込がないと認めた者に対して退学を命ずることがある。

第7章 学生補導、厚生保健

第24条 学生の厚生補導は全教員が当たり、大学院研究科長がこれを総括する。

第25条 学生は本学の附属施設を利用できる。

第26条 学生の組織する学術、教養、体育等に関する団体のうち適当なものはこれを承認する。

第8章 賞罰

第27条 学業の優秀な者、又は著しい善行のあった者はこれを表彰することがある。

第28条 本学則に背き、学生としての本分に反する行為のあった者は懲戒する。

2 懲戒の区分は奥羽大学学則第42条を準用し当該学部教授会を大学院研究科委員会と読み替えるものとする。

第2章 学則 (奥羽大学大学院学則)

第9章 入学検定料・入学金・授業料その他の納付金

第29条 入学を希望する者は出願と同時に検定料として、金40,000円を納入しなければならない。

第30条 入学を許可された者は、所定の期日までに次表の入学金、授業料等を納入しなければならない。

	本 学 卒 業 生	他 大 学 卒 業 生
入 学 金	200,000円	400,000円
授 業 料	600,000円	600,000円
施 設 充 実 費	100,000円	1,000,000円

第31条 授業料は年額金600,000円とし、次の2期に分けて2分の1額ずつ分納することができる。

前期 300,000円 4月30日まで
後期 300,000円 10月31日まで

第32条 既納の学納金等は事由の如何にかかわらず返還しない。

- 2 転学、退学、又は退学を命ぜられた者、又は停学者もその期の授業料を納入しなければならない。
- 3 入学時所定の期日までに入学許可の取り消し又は入学を辞退した者にあっては、その者の請求により授業料及び他の納付金を返還することがある。

第33条 休学中の授業料は事由により全部又は一部を減免することがある。

第34条 授業料を所定期間内に納入せず、催告を受けながらなお納入しない者は除籍される。

第10章 外国人学生及び聴講生

第35条 外国人学生及び聴講生については別に定める。

第11章 教員組織

第36条 大学院学生の授業及び研究指導には大学院専任教員がこれに当たる。ただし、必要ある場合には兼任教員がこれに協力するものとする。

- 2 教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第12章 大学院研究科委員会

第37条 大学院に大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

- 2 研究科委員会の構成は学長、歯学部長、研究科長及び第5条に定める各専攻科目の主任をもって組織し、必要あるときは研究科委員会の決定により専攻科目の他の教員を加えることができる。

〔奥羽大三〕

一六四

第38条 研究科委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院教員の選考に関する事項
- (2) 研究指導及び授業科目に関する事項
- (3) 入学、転学、退学及び除籍に関する事項
- (4) 賞罰に関する事項
- (5) 試験及び履修単位に関する事項
- (6) 学位論文の審査及び試問に関する事項
- (7) その他研究科に関する重要な事項

第39条 研究科委員会委員長は、研究科長がその任に当たり会務を統理する。

第40条 研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第41条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

2 議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第13章 大学院運営委員会

第42条 本大学院の管理、運営のため大学院運営委員会を置く。大学院運営委員会の委員は、

次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 歯学部長
- (3) 研究科長
- (4) 研究科の専攻科目主任及び学事部職員 若干名

2 前項第4号の委員は、研究科委員会がこれを選出する。

第43条 前条第1項第4号の規定する委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

第44条 大学院運営委員会は学長の諮問に応じ次の事項を審議する。

- (1) 大学院に関する重要な規則の制定改廃に関する事項。
- (2) 大学院の予算の方針に関する事項。
- (3) 大学院学生の定員に関する事項。
- (4) 大学院と歯学部その他の機関との連絡調整に関する事項。
- (5) その他大学院の運営に関する重要な事項。

第45条 大学院運営委員会は必要に応じ学長が招集し、その議長となる。

第46条 本学則に定めるもののほか、大学院運営委員会運営等につき必要な事項は大学院運営委員会が定める。

第14章 事務組織

第47条 本大学院の事務は本学事務組織規程の定めるところによりこれをつかさどる。

附 則

1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 本学則以外に学生に対し必要な事項は、本大学学則及び関係規程を準用する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

[
奥
羽
大]

一
六
七

第2章 学則 (奥羽大学大学院学則)

歯学研究科における授業科目・単位及び所定履修単位は次のとおりとする。

(1) 博士課程

	専攻科目		必修科目					選択科目					合計
	講 義	実 習	大 学 院 講 義	定 例 セ ミ ナ ー	選 考 セ ミ ナ ー	選 考 セ ミ ナ ー	選 考 セ ミ ナ ー	選 考 セ ミ ナ ー	コ ア カ リ キ ュ ラ ム	1 年 次 科 目	3 年 次 科 目	特 別 セ ミ ナ ー	
1~2 年次	8	12	4	2	2	2	2	2					34
3~4 年次											2		2
	8	12	4	2	2	2	2	2				(4)	36 (4)

備考

- 上記単位は、専攻科目（講義・実習）、必修科目（大学院講義、定例セミナー、コアカリキュラム〈選択必修〉、1～2年次科目〈選択必修〉）を含めて1～2年次に合計30単位以上を履修すること。3～4年次の2年間は各自の研究に専念できるようにすること。
- 選択必修科目、選択科目は大学院歯学研究科が許可した科目の中から、専攻科目主任の承諾を得ること。

〔奥羽大〕

一六八(一〇〇)